

総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令案 参照条文目次

- 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄） ..... 1
- 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄） ..... 3
  - ※ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第 号）による改正後のもの。
- 政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）（抄） ..... 7
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）（抄） ..... 9
- 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄） ..... 10

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

- 第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。
- 2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
- 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
- 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
- 7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。
- 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

（内部部局の職）

- 第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。
- 2 官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令でこれを定める。
- 3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。
- 5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を

含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（行政管理局の所掌事務）

第五条 行政管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に關すること。
- 二 行政機關の運営に關する企画及び立案並びに調整に關すること。
- 三 行政機關が共用する情報システムの整備及び管理に關すること。
- 四 行政機關の保有する個人情報情報の保護に關する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に關すること。
- 五 独立行政法人（国立大学法人、大学共同利用機關法人及び日本司法支援センターを含む。以下同じ。）に關する共通的な制度の企画及び立案に關すること。
- 六 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第一条第一項に規定する個別法をいう。）、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の定める制度の改正並びに廃止に關する審査を行うこと。
- 七 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に關する審査を行うこと。
- 八 独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律（平成十三年法律第四百十号）の施行に關すること。
- 九 独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に關する法律（平成十五年法律第五十九号）の施行に關すること。
- 十 政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の庶務に關すること。

（行政評価局の所掌事務）

第六条 行政評価局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政策評価（国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下同じ。）に關する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に關する各府省の事務の総括に關すること。
  - 二 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
  - 三 各行政機關の業務の実施状況の評価（当該行政機關の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。
  - 四 第二号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。）に關連して、次に掲げる業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。
- イ 独立行政法人の業務

ロ 前条第七号に規定する法人の業務

ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務

ニ 国の委任又は補助に係る業務

五 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。

六 各行政機関の業務、第四号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。

七 行政相談委員に関すること。

八 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務（独立行政法人評価分科会に係るものを除く。）に関すること。

（行政管理局に置く課等）

第三十六条 行政管理局に、次の二課及び管理官十人（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

企画調整課

行政情報システム企画課

（企画調整課の所掌事務）

第三十七条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行政管理局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びにその実施の調整に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、行政管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（行政情報システム企画課の所掌事務）

第三十八条 行政情報システム企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行政制度一般に関する基本的事項のうち行政情報システムに関するものの企画及び立案に関すること。

二 行政機関の運営に関する事項のうち行政情報システムに関するものの企画及び立案並びに調整に関すること。

三 行政機関が共用する情報システム（他の行政情報システムの基盤となるものを除く。）の整備及び管理に関すること。

（管理官の職務）

第三十九条 管理官は、命を受けて、行政管理局の所掌事務（第三十七条第一号及び前条に掲げる事務を除く。）を分掌する。

(行政評価局に置く課等)

第四十条 行政評価局に、次の四課及び評価監視官七人を置く。

総務課

企画課

政策評価課

行政相談課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政評価局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画課の所掌事務)

第四十一条の二 企画課は、行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(政策評価課の所掌事務)

第四十二条 政策評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
- 二 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に関する基本的事項の企画及び立案並びにその実施の調整に関すること。
- 三 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務(独立行政法人評価分科会に係るものを除く。)に関すること。

(評価監視官の職務)

第四十四条 評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 行政評価等を行うこと(政策評価課の所掌に属するものを除く。)
- 二 行政評価等に関連して、第六条第四号に規定する業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
- 三 行政評価等に関連して、第六条第五号に規定する地方公共団体の業務の実施状況に関し調査を行うこと。

(設置)

第二百一十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

恩給審査会

政策評価・独立行政法人評価委員会

情報通信審議会

情報通信行政・郵政行政審議会

(政策評価・独立行政法人評価委員会)

第二百二十三条 政策評価・独立行政法人評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。

イ 政策評価に関する基本的事項

ロ 各府省の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項

二 前号イ及びロに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

三 独立行政法人通則法の規定（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法第三十五条）及び総合法律支援法第四十八条において準用する場合を含む。）、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定及び総合法律支援法第四十二条第四項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか政策評価・独立行政法人評価委員会に関し必要な事項については、政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）の定めるところによる。

#### 附 則

(自治行政局市町村課の設置期間の特例)

第十二条 自治行政局市町村課は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

○ 政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）（抄）

政策評価・独立行政法人評価委員会令  
（組織）

- 第一条 政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人をもって組織する。
- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- （分科会）
- 第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、委員会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
政策評価分科会	<p>一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。</p> <p>イ 政策評価（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十六号に規定する政策評価をいう。以下同じ。）に関する基本的事項</p> <p>ロ 各府省の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項</p> <p>二 前号イ及びロに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。</p> <p>三 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
独立行政法人評価分科会	<p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）の規定（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第三十五条及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）及び総合法律支援法第四十二条第四項の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。



- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(部会)

第六条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、分科会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第七条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、総務省行政評価局政策評価課において総括し、及び処理する。ただし、独立行政法人評価分科会に係るものは、総務省行政管理局企画調整課（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第三十六条の規定により総務省行政管理局に置かれる管理官が同令第三十九条の規定により命を受けて同分科会の庶務に関する事務を分掌する場合にあつては、当該管理官）において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）（抄）

（法第五条第四項の審議会等で政令で定めるもの）

第一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）

附 則

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十七号）	第五条第一項の表政策評価分科会の項	各府省	各府省及び復興庁
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)